

児童扶養手当、期限が近づいています！

4月から「障害年金加算改善法」が施行され、障害基礎年金の子加算の対象範囲が拡大されました。これに伴い、児童扶養手当における障害基礎年金の子加算の取扱いについても改正されました。

これまででは、児童が障害基礎年金の子加算の対象となっていた場合は児童扶養手当の支給対象外でしたが、4月から、児童が子加算の対象となっても、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の子加算とで金額の高い方を受給することができます。

ただし、今回の改正により児童扶養手当と障害基礎年金の子加算とで受給選択可能となったのは、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がいの状態にあることにより、その配偶者が児童扶養手当の支給要件に該当する場合です。母子世帯・父子世帯の方は、児童扶養手当と障害基礎年金の子加算との受給選択はできません。

自衛官募集相談員に、鈴木氏、稲葉氏、斉藤氏、青木氏

このほど、自衛官募集相談員の委嘱状の交付式が行われ、自衛隊茨城地方協力本部および市より、鈴木一昭氏（小絹）、稲葉茂氏（青古新田）、斉藤實氏（福岡）、青木一郎氏（板橋）に委嘱状が交付されました。

自衛官募集相談員は、自衛隊への入隊希望者、家族などに対する説明や、自衛官として適格である青少年の推薦など、自衛官募集に関するさまざまな活動を行います。

4人の方は、平成25年度までの2年間、自衛隊と入隊希望者とのパイプ役としてご活躍ください。



左から、斉藤氏、稲葉氏、片庭市長、鈴木氏、西巻自衛隊茨城地方協力本部副本部長

また、自衛隊茨城地方協力本部では、これからの自衛隊を担う自衛官を、以下のとおり募集します。

問 自衛隊龍ヶ崎地域事務所
☎0297-64-3351

問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎58
2111（内線1164）

※児童扶養手当は所得制限があり、所得により手当額が変わります。
※児童が複数いる場合は、児童ごとに児童扶養手当額と障害基礎年金の子加算額を比較（左上表参照）して、いずれかを受給することになります。
■今回の改正により4月分からの児童扶養手当を受給するためには、8月31日(水)までに請求手続をする必要があります。

受験種目	自衛官候補生	一般曹候補生	航空学生	防衛大学校学生	防衛医科大学校学生	看護学生
受験資格	平成24年4月1日現在、18歳以上27歳未満の方	平成24年4月1日現在、18歳以上21歳未満の方	平成24年4月1日現在、18歳以上21歳未満の方	高卒（見込含）21歳未満の方		平成24年4月1日現在、18歳以上24歳未満の方
受付期間	・男子 年間を通じて行っています。 ・女子 9月9日(金)まで	9月9日(金)まで		9月5日(月)～9月30日(金)		
試験期日	・男子 受付時お知らせします。 ・女子 9月25日(日)～28日(水)まで間の指定する1日	・1次 9月17日(土) ・2次 10月6日(木)～13日(木)までの間の指定する1日	・1次 9月23日(金) ・2次 10月15日(土)～20日(木)までの間の指定する1日 ・3次 11月12日(土)～12月15日(木)までの間の指定する1日	・1次 11月5日(土) および6日(日) ・2次 12月13日(火)～17日(土)までの間の指定する1日	・1次 10月29日(土) および30日(日) ・2次 12月7日(水)～9日(金)までの間の指定する1日	・1次 10月22日(土) ・2次 11月19日(土)、または20日(日)
場所	別途各人に通知します					